議案第20号 説明資料

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第1条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町固定資産評価審査委員会条例 (昭和26年11月28日 条例第44号)	○幕別町固定資産評価審査委員会条例 (昭和26年11月28日 条例第44号)
第1条~第3条 略 (審査の申出) 第4条 略 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所	第1条~第3条 略 (審査の申出) 第4条 略 2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 <u>又は居所</u> (2) 審査の申出に係る処分の内容
(2) 略 (3) 略 (4) 略 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選した とき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各	(3) 略 (4) 略 (5) 略 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各
号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、 <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u> に規定する書面を添付しなければならない。 4及び5 略	号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所 <u>又は居所</u> を記載し、 <u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項</u> に規定する書面を添付しなければならない。 4及び5 略 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失った
(書面審理) 第6条 略	ときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。 (書面審理) 第6条 略
<u>2</u> 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副	2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副
本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。 <u>た</u>	本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

	3 —
現 行 条 例	改正条例
だし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。	
<u>3</u> 略	<u>4</u> 略
	5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付
	しなければならない。
第7条~第10条 略	<u>しなりもいよるりない。</u> 第7条~第10条 略
(決定書の作成)	(決定書の作成)
第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければ	
ならない。	<u>し、委員会が記名押印した</u> 決定書を作成しなければならない。
	(1) 主文
	(2) 事案の概要
	(3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
	(4) 理由
2 略	2 略
第12条~第14条 略	第12条~第14条 略
3/12/X 3/11/X FI	NIIIV MI

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第2条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
〇幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)	○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)
第1条~第18条 略 (災害等による期限の延長) 第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他、やむを得ない理由により、 法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他、書類の提出(不服申立て に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」とい う。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合 には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものと する。 2~5 略 第18条の3~第27条 略	関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」とい

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第3条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町情報公開条例 (平成11年12月21日 条例第31号)	○幕別町情報公開条例 (平成11年12月21日 条例第31号)
第1条〜第14条 略 (不服申立て) 第15条 実施機関は、第10条第1項の規定による決定について、行政不服審査 法 (昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、当 該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく幕別町情報公 開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定を行うものとする。	第1条〜第14条 略 (審理員による審理手続きに関する規定の適用除外) 第15条 第10条第1項の規定による決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。 (審査会への諮問) 第16条 第10条第1項の規定による決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決すべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、幕別町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。 (1)審査請求が不適法であり、却下する場合 (2)裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。) 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。(諮問をした旨の通知) 第17条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1)審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。) (2)公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

現 行 条 例

改 正 条 例

(情報公開・個人情報保護審査会)

第16条 前条の規定による不服申立てについて審査を行うほか、実施機関の諮問に応じて、情報公開及び個人情報の保護に係る重要事項について審議するため、幕別町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

 $2\sim5$ 略

6 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、<u>不服申立人、</u>実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

7及び8 略 第17条 略 第18条 略 第19条 略 第20条 略 第21条 略 (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(情報公開・個人情報保護審査会)

- 第18条 第16条第1項及び幕別町個人情報保護条例(平成11年条例第32号)第 21条第1項の規定による諮問について審議を行うほか、次に掲げる事項を審 議するため、審査会を置く。
 - (1) 情報公開及び個人情報の保護に係る重要事項
- (2) 行政不服審査法第81条第1項の規定による権限に属せられた事項

 $2\sim5$ 略

6 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、<u>審査</u> <u>請求人、参加人又は諮問をした</u>実施機関の職員その他関係者の出席を求めて 意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることがで きる。

7及び8略第19条略第20条略第21条略第22条略第23条略第24条略

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第4条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例 改 Æ 例 ○幕別町個人情報保護条例 ○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日 条例第32号) (平成11年12月21日 条例第32号) 第1条~第20条 第1条~第20条 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外) (不服申立て) 第21条 実施機関は、第18条第1項の規定による決定について、行政不服審査 第21条 第18条第1項の規定による決定又は開示請求等に係る不作為に係る審 法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、当 香請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の 該不服申立てが明らかに不適法なものであるときを除き、遅滞なく審査会に 規定は適用しない。 諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定を行うものとす る。_ (審査会への諮問) 第22条 第18条第1項の規定による決定又は開示請求等に係る不作為に係る審 査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決すべき実施機関は、次の 各号のいずれかに該当する場合を除き、幕別町情報公開・個人情報保護審査 会(以下「審査会」という。) に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の 全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意 見書が提出されている場合を除く。) (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の 訂正請求等の全部を認容して訂正又は利用停止をすることとする場合(当 該保有個人情報の訂正又は利用停止について反対意見書が提出されている 場合を除く。) 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替え て適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 (諮問をした旨の通知) 第23条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対

現行	条 例	改 正 条 例
第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 略 第27条 略 第27条 第29条 第30条	未 17月	し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。) (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。) (3) 当該審査請求に係る第18条第1項の規定による決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。) 第24条 略第25条 略第26条 略第26条 略第29条 略第31条 略第31条 略第31条 略第31条 略

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第5条関係)の該当部分 新旧対照表

現行条例	改 正 条 例
○幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成19年3月16日 条例第5号)	○幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成19年3月16日 条例第5号)
第1条及び第2条 略 (公平委員会の業務の状況の報告) 第3条 公平委員会は、毎年10月末までに、前年度における業務の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。 (1) 略 (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 第4条~第6条 略	第1条及び第2条 略 (公平委員会の業務の状況の報告) 第3条 公平委員会は、毎年10月末までに、前年度における業務の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。 (1) 略 (2) 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況 第4条~第6条 略

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第6条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改正条例
○幕別町保育料条例 (平成27年3月20日 条例第11号)	○幕別町保育料条例 (平成27年3月20日 条例第11号)
第1条~第7条 (不服申立て) 第8条 支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもが第5条の決定に不服があるときは、決定の日から60日以内に不服の申立てをすることができる。 2 町長は、前項の規定による申立てがあったときは、申立ての日から15日以内に審査決定し、支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもに通知しなければならない。 第9条及び第10条 略	第1条~第7条 (審査請求) 第8条 支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもが第5条の決定に不服があるときは、決定の日から3月以内に審査請求をすることができる。 2 町長は、前項の規定による審査請求があったときは、審査請求の日から15日以内に審査決定し、支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもに通知しなければならない。第9条及び第10条 略

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第7条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町保育条例 (平成27年3月20日 条例第14号)	○幕別町保育条例 (平成27年3月20日 条例第14号)
第1条~第7条 <u>(不服申立て)</u> 第8条 児童の保護者が第4条及び第5条の決定に不服があるときは、決定の日から60日以内に <u>不服の申立て</u> をすることができる。 2 町長は、前項の規定による <u>申立て</u> があったときは、 <u>申立て</u> の日から15日以内に審査決定し、保護者に通知しなければならない。 第9条 略	第1条〜第7条

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第8条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改正条例
○幕別町立学童保育所条例 (平成27年3月20日 条例第15号)	○幕別町立学童保育所条例 (平成27年3月20日 条例第15号)
第1条~第11条 略 (不服申立て) 第12条 保護者が第6条、第8条、第10条及び前条の決定に不服があるとき は、決定の日から60日以内に不服の申立てをすることができる。 2 町長は、前項の規定による申立てがあったときは、申立ての日から15日以内に審査決定し、保護者に通知しなければならない。 第13条 略	第1条〜第11条 略 <u>(審査請求)</u> 第12条 保護者が第6条、第8条、第10条及び前条の決定に不服があるとき は、決定の日から <u>3月</u> 以内に <u>審査請求</u> があったときは、 <u>審査請求</u> の日から15 日以内に審査決定し、保護者に通知しなければならない。 第13条 略